

令和3年4月8日

神埼市「児童生徒の携帯電話やスマートフォン等の利用に関する指針」

神埼市PTA連絡協議会
神埼市小・中学校長会
神埼市教育委員会

近年、携帯電話やスマートフォン（スマホ）の急速な普及に伴い、子どもたちのインターネットの利用環境は大きく変化しております。新たな問題が多発しています。

本市においても、携帯電話やスマホの利用率は、令和元年度10月調査では小学生が35.8%、中学生が72.2%と、ここ数年間で急増しています。無料通信アプリや交流サイトを巡って、国内では次のようなトラブルが急激に増加しており、大変憂慮すべき状態にあります。

■ 主なトラブル

- ・スマホの無料通信アプリの書き込みへの返信が遅れたことで、仲間はずれやいじめに遭った。
- ・特定の生徒を誹謗中傷するメッセージを、無料通信アプリを用いてネット上に掲載した。
- ・不確かな噂のメッセージを信じ、集団による暴力行為にまで発展した。
- ・スマホで猥褻な画像を撮影したり、ネット上に掲載したりした。
- ・掲示板に安易に書き込んだことにより、見知らぬ成人から脅しを受けた。
- ・深夜までスマホを使用し、勉強意欲がなくなり、朝も起きづらくなつた。

学校では、「携帯電話等の持ち込みは禁止」、「情報モラル教育の推進」「情報モラル教職員全員研修」等を行っています。しかしながら、学校での取組や対応には限度があり、「携帯電話等の購入や所持、家庭での使用ルール」や「ネット依存」、「ネットを通じた個人情報の流布」等については、各家庭での対応が必要となります。

このような状況を踏まえ、神埼市PTA連絡協議会と小・中学校長会、神埼市教育委員会で協議を重ね、この度、児童生徒のネットトラブル等の未然防止を目的とする神埼市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」を定めました。

については、下記の指針をもとに、親子でよく話し合われて取り組まれますようお願いします。

神埼市「児童生徒のスマートフォン・携帯電話等の利用に関する指針」

《保護者の方へ》

1. 必要のない携帯電話やスマートフォンは持たせない。
2. 学校には持たせない。※特例を除く。
3. 購入契約時には、
 - ① 有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」を設定する。
 - ② 親子で使用に関する約束を決める。
(食事中、人との会話中、勉強時間中は使用しない、など。)
4. 午後9時以降は保護者が預かる。

《児童生徒の皆さんへ》

1. 情報モラルを守る。
 - ・ネット上で、仲間はずしをしたり、個人情報を流したりしない。
(ネット上には、自分や友達の名前、写真、学校名、部活動等を載せない。)
2. 歩行中や自転車運転中は使用しない。
3. 学校には持ち込まない。
4. 午後9時以降は使用しない。(保護者に預ける。)